

住宅改修

住宅改修には20万円※（限度額）が支給されます。

※1割は自己負担となります。

住宅改修とは、手すり取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL（生活の質）を高める事を目的とした改修工事を行うサービスです。

住宅改修の支給限度額は、要介護度に関係なく20万円までとなっています。つまり、改修費用のうち20万円分までは住宅改修費の支給申請をする事ができ、そのうち9割（18万円）が保険で支給されます。残りの1割（2万円）と、20万円を越えた部分の全額が自己負担となります。

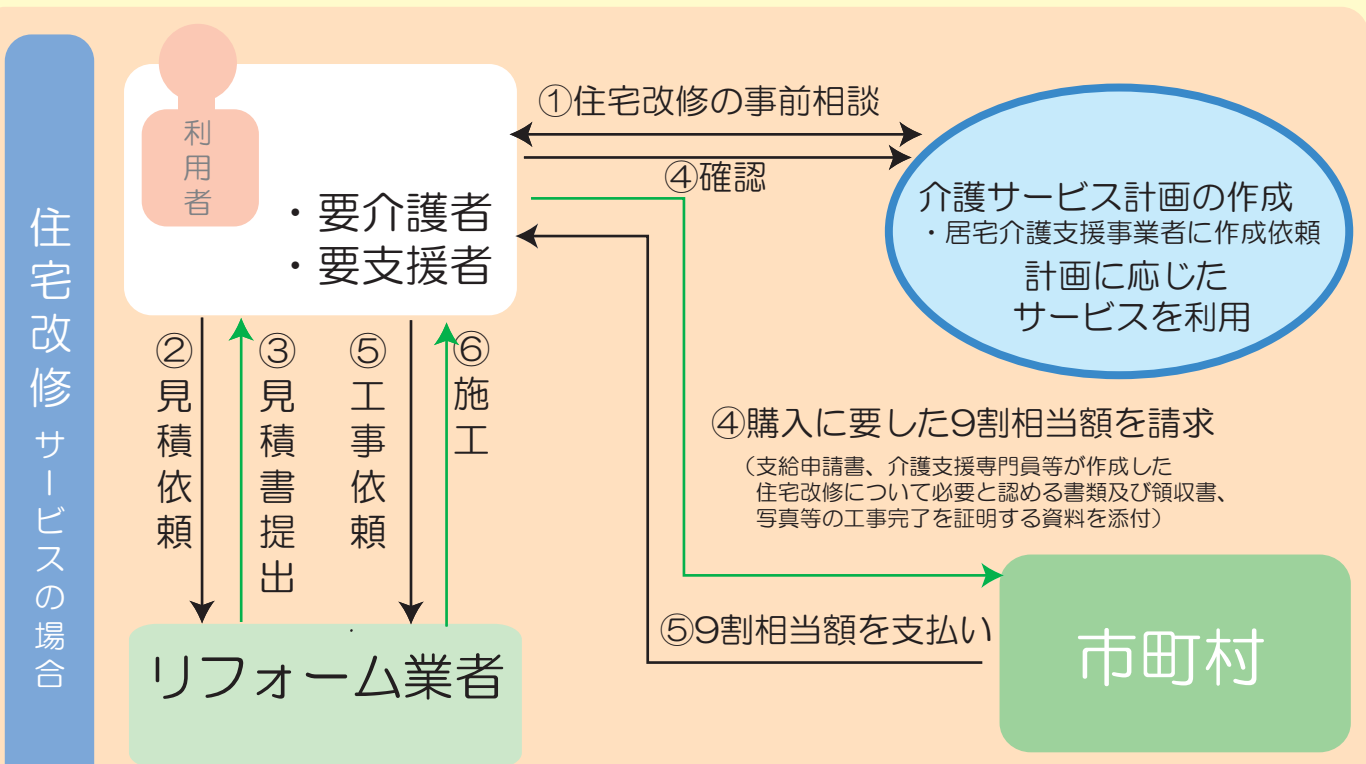
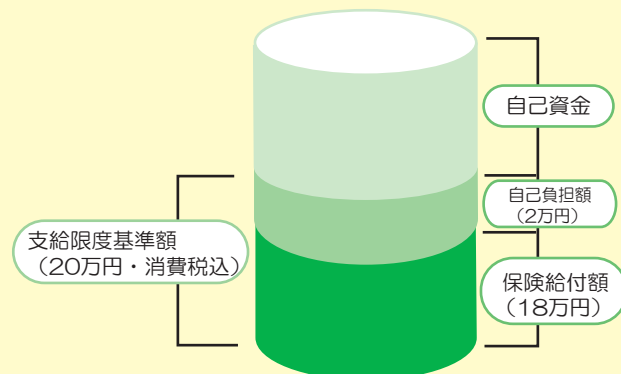
また、1度の改修で全額を使い切らず、数度に分けて使う事もできます。

※支給限度額は要支援・要介護1～5の全ての方に対して共通で生涯で20万円が定額です。（ただし、いくつかの例外があります。下記Q&Aをご参考ください。）

よくある支給基準Q&Aはこちら

市町村（+東京23区）の助成金をプラスして使えます。

介護保険による住宅改修費の他にも、各市町村（および東京23区）単位で住宅改修に対する助成金を支給しているところがあります。助成金の有無・金額は自治体により異なりますので、お住まいの地域でご確認ください。



■介護保険が適用される居宅介護住宅改修等の支給にかかわる住宅改修の種類

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び道路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

支給限度額および管理期間

- ・支給限度額は20万円
- ・支給限度額の管理期間はなし
- 同一種目の特定福祉用具の購入は不可
- (ただし、要介護状態が著しく高くなった場合及び転居した場合は再度利用可能)